

平成26年9月3日
国土交通省中部地方整備局

～国道23号名古屋南部地域の沿道環境改善に向けた取組～
「国道23号通行ルール(名古屋南部地域)」の着手について

1. 概要

国道23号の名古屋南部地域では、大気質濃度の改善が進んでいるものの未だ他地域に比べ高い状況であり、更なる取組が必要です。また、名古屋南部大気汚染公害訴訟の和解に基づき、原告団の方々と名古屋南部地域道路沿道環境改善に関する連絡会において、国道23号沿道環境改善に関する施策について意見交換を進めているところです。

これらの状況を踏まえ、国土交通省としては、関係機関(環境省、愛知県、名古屋市、愛知県警及び愛知県トラック協会)と共に、「国道23号通行ルール(名古屋南部地域)」を実施します。

「国道23号通行ルール(名古屋南部地域)」とは、国道23号の名古屋市緑区大高町地内から愛知県海部郡飛島村地内までの区間(約16km)を通行する皆様に「法規制の遵守」に加え、「沿道環境に配慮した走行のお願い」として、歩道寄り車線(歩道側に最も近い車線)を沿道環境に配慮する環境レーンと位置付け、大型車に中央寄り走行のご協力をいただくなど、沿道環境改善を推進する取組です。

本日より、パンフレット配布等の広報活動を行いつつ、この取組に着手するとともに、横断幕等の掲示施設設置工事を9月8日から11月中旬まで行います。

工事期間中は夜間1車線規制によりご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

2. 配布先

中部地方整備局記者クラブ

3. お問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局

(名古屋南部大気汚染公害訴訟について)

道路部 路政課長 やまぐち 山口 ふさみつ 房光 (TEL 052-953-8166)
(FAX 052-953-7723)

(国道23号通行ルール(名古屋南部地域)について)

道路部 計画調整課長 おで 尾出 きよし 清 (TEL 052-953-8171)
(FAX 052-953-9180)

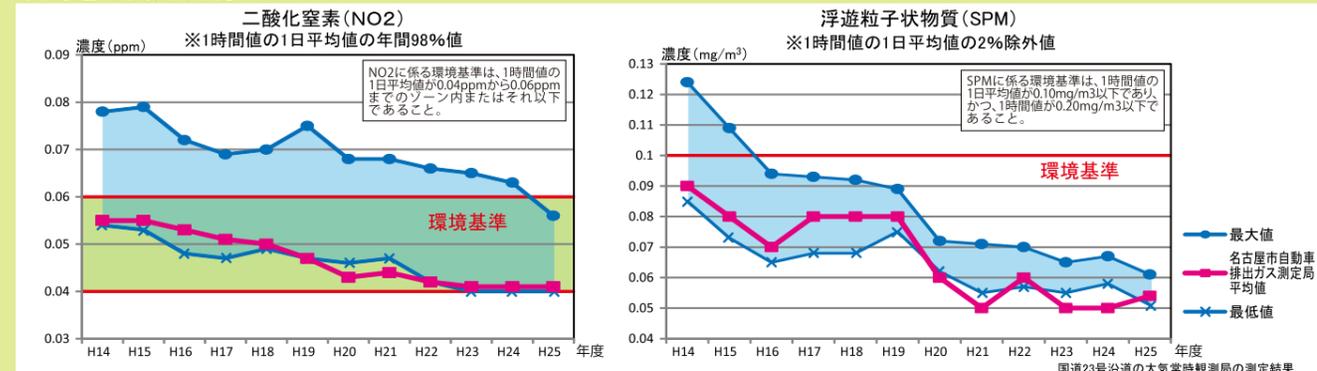
(工事規制について)

名古屋国道事務所 副所長 なかだいら 中平 ひろふみ 浩文 (TEL 052-853-7320(代))
(FAX 052-841-2517)

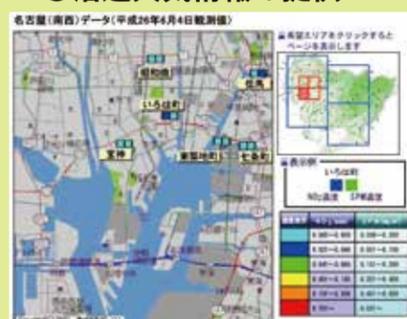
◆国道23号沿道の大気状況

名古屋南部地域は、鉄鋼、金属、化学を中心とする工業地帯が広がっています。この地域を貫く国道23号では、その多くが名古屋南部地域に関連した交通で、交通量が10万台/日を超える箇所や、大型車混入率が5割を超える箇所もあり、他の道路沿道に比べ大気汚染の濃度が高くなっています。引き続き沿道環境改善を進めるために、国道23号名古屋南部地域を通行する皆さまのご理解、ご協力をお願い致します。

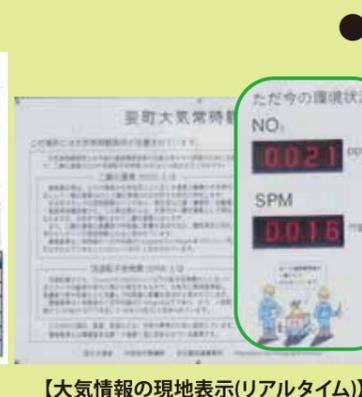
●沿道の大気状況



●沿道大気情報の提供



【名古屋国道HP】



【大気情報の現地表示(リアルタイム)】

●運転配慮のお願い



【ラジオ放送での情報提供】



【道路情報板での情報提供】

◆大型車に中央寄り車線を通行していただくための案内



◆沿道環境改善への更なる取り組み

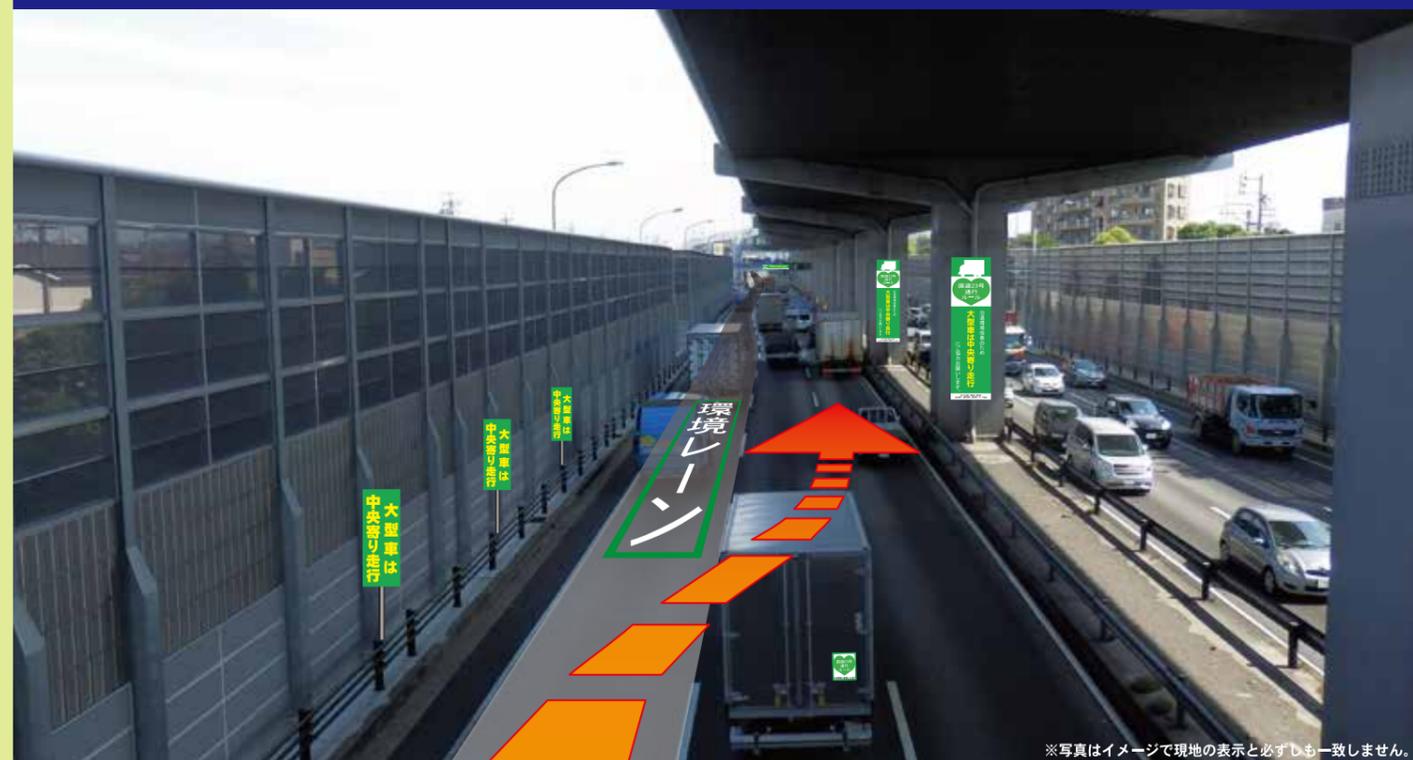
- 大貨等の夜間通行区分標識等の更新
- 不正燃料取締りの強化
- 道路交通法違反の指導取締りの強化
- 特殊車両取締りの強化
- 黒煙取締りの強化

お問い合わせ

国土交通省 中部地方整備局 道路部 計画調整課 052-953-8171
国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 052-853-7326

国道23号
通行
ルール

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)



沿道環境改善のため

大型車は中央寄り走行

にご協力をお願いします。

歩道寄りの車線は、沿道環境に配慮する車線【環境レーン】です。

対象車種

大型車 (中央寄り走行をお願いする大型車の例)



実施区間

国道23号(名古屋南部地域)
緑区大高町(名古屋南インター交差点)～海部郡飛島村(梅之郷交差点)



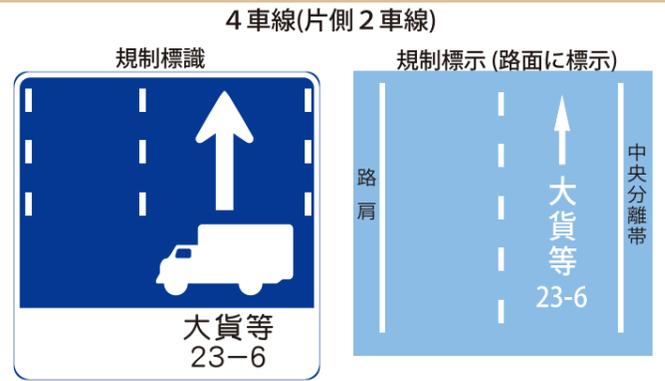
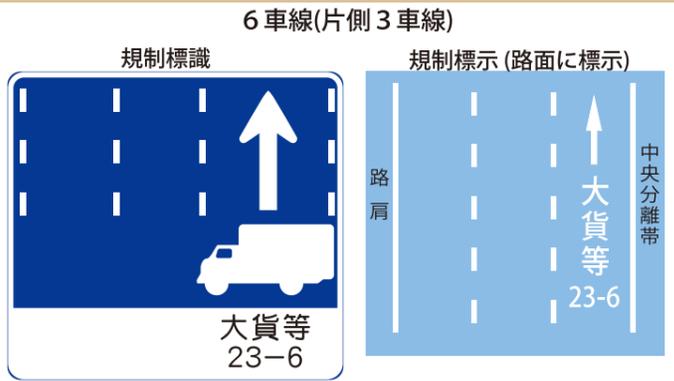
国土交通省・環境省・愛知県・名古屋市・愛知県警・愛知県トラック協会

沿道環境改善のため国道23号通行ルール（名古屋南部地域）にご協力をお願いします

法の規制を守りましょう

大型貨物自動車等は、最も中央寄りの通行帯を通行しなくてはなりません。

国道23号 緑区折戸～港区十一屋間は、道路交通法により大貨等の通行区分区間に指定されています。



沿道環境に配慮した走行をお願いします

大型車は中央寄り走行！



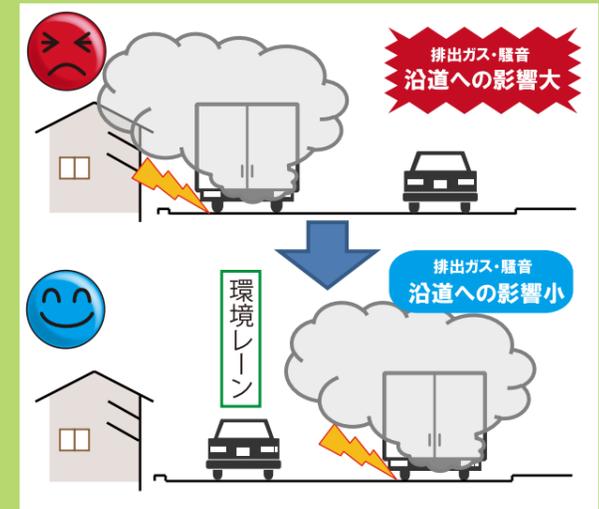
大型車の中央寄り走行により、沿道の騒音や大気汚染が低減されます。

1台の車両が時速60km/hで走行した場合のNOx排出係数(g/台km)



大型貨物車の排出ガスは、小型車の約100倍です。

出典：環境省・自動車交通環境影響総合調査報告書



黒煙を多量に発散する整備不良車※1、不正燃料使用車※2、過積載車両※3、許可のない特殊車両※4は公道を通行することはできません。

上記の車は、次の法令等により公道を通行できません

- ※1 道路運送車両の保安基準 第31条 (ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)
- ※2 道路運送車両の保安基準 第1条の2 (燃料の規格)
- ※3 道路交通法 第57条 (乗車又は積載の規制等)
- ※4 車両制限令 第12条 (特殊な車両の特例)



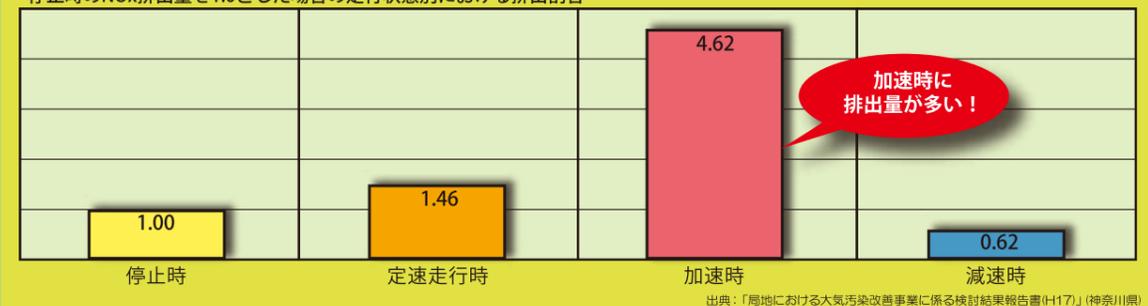
出典：「しない・させない・過積載！」(全国貨物自動車運送適正化事業実施機関)



ふんわりアクセルでゆっくり発進

NOxなどの排出ガスは加速するときによく排出されます。普段よりほんの少しゆっくり発進(ふんわりアクセル)したり、減速時は早めにアクセルを離すなどエコドライブを心がけることにより、排出ガスを抑えたり燃料の消費も節約できます。

停止時のNOx排出量を1.0とした場合の走行状態別における排出割合



出典：「局地における大気汚染改善事業に係る検討結果報告書(H17)」(神奈川県)

「自動車NOx・PM法」に基づく排出基準に適合しない自動車は対策地域内で登録することができません。

「自動車NOx・PM法」は、都市域や道路沿道における大気汚染の改善のため、国が公布した「自動車から排出される窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の特定地域(対策地域、右図参照)における総量の削減等に関する特別措置法」で、以下の通り規制されています。

車種規制

(対策地域のトラックバスディーゼル乗用車などに適用される自動車の使用規制)

- 自動車NOx・PM法の排出基準を満たしていない車は、対策地域内で登録することができません。

対策地域

対象自動車

- 1,4,6ナンバーのトラック、バン
- 2ナンバーのバス、マイクロバス (一部、5,7ナンバーを含む)
- 8ナンバーの特種自動車 (人の運送の用に供する乗車定員11人未満のもの(救急車等)を除く)

・緑ナンバー、白ナンバーとも対象
・乗用自動車、軽自動車、二輪自動車及び特殊自動車(0,9ナンバー)は対象外
※ 乗用自動車のうち、ディーゼル乗用車は「自動車NOx・PM法」のみ対象

貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等にご協力を！

「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)において、自動車NOx・PM法の対策地域(左図参照)内を運行する場合は、対策地域外からの流入車を含めて、以下の対策が求められていますので、ご協力をお願いします。

1 車種規制非適合車の不使用

対策地域では車種規制非適合車を使用しないようにしましょう。



2 自動車NOx・PM法適合車には適合車ステッカーの表示

適合車ステッカーは、環境省又は国土交通省に申請することにより、無償交付(郵送料は必要)を受けられます。(※白ナンバー車は環境省、緑ナンバーは国土交通省)



出典：「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)